（根拠法令）地§２０－２

公告第　２１　号　　**公　示　送　達　書**

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月６日

兵庫県中播磨県民センター長
（姫路県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税法第１５８条第２項	大谷　士水	
地方税法第１５８条第２項	上田　祐一	
地方税法第１５８条第２項	木村　好誠	
地方税法第１５８条第２項	吉田　立美	
地方税法第１５８条第２項	公文　誠	
地方税法第１５８条第２項	有本　大翔	
地方税法第１５８条第２項	冨士原　正太	
地方税法第１５８条第２項	山口　湧羅	

（税 21000）